

広島県告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十二年
広島県告示第百八十三号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成二十六年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画公園事業

五・五・七号 龍王山総合公園

三 事業施行期間

平成十七年十二月十五日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

東広島市黒瀬町丸山字竜王、字竜王前、字竜王後、字山添及び字真ノ本地内

使用の部分

なし